

DXボトムアップ推進事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問に対する回答について

No.	質問	回答
【DXボトムアップ推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下、「実施要領」という。)]		
1	実施要領「7 提案書の提出」で、「①提案書」は、様式任意となっているが、ページ数に上限はあるか。	ページ数に上限はありません。
2	実施要領「8 選定方法及び選定結果」(2)選定方法のプレゼンテーション審査で、プレゼンテーション時に提示できる書類は、実施要領「7 提案書の提出」に記載の「①提案書」「②企業の概要及び業務実績(様式第2号)」及び「③見積書(様式任意)」以外に認められるか。	プレゼンテーション審査では、「①提案書」「②企業の概要及び業務実績(様式第2号)」及び「③見積書(様式任意)」のほか、上記①～③の補足や理解促進を目的とした資料(写真、動画等含む)を提示することが可能です。 なお、プレゼンテーション審査では、プロジェクター(HDMI入出力)を使用することも可能です。
【DXボトムアップ推進事業業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。)]		
3	仕様書「5 業務の内容」(1)啓発及び(2)に繋がる基礎的学習を目的としたセミナーの開催で、『「DXの現状を把握し、今後の方針を検討するためのツール(以下、「診断ツール」といいます。)]を使用し、『適切な診断ツールを用意し』という記載箇所があるが、ここに記載されている「診断ツール」とは、貴市または貴DXプラットフォームにて保有されているツール、推奨されているツールを指すものか。それとも提案者独自のツール利用を想定するもので、本事業で利用する診断ツール自体も提案(審査)対象になるものか。	本市及びDXプラットフォームで保有及び推奨している「診断ツール」はありません。 仕様書「5 業務の内容」(1)③に記載のとおり、使用する「診断ツール」は、提案者が提案することとし、実施要領「(別表1)評価基準」に基づき、評価します。
4	提案者が開発・保有している診断ツールか、既存診断ツール(例えば、経済産業省デジタルスキル標準に準拠したアセスメントツールなど)を本事業のために選定し利用することの別は問わないものか。	使用する「診断ツール」が、提案者が開発・保有する「診断ツール」か否かは問いません。

上記の質問に対する回答は、「DXボトムアップ推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」及び「DXボトムアップ推進事業業務委託仕様書」の内容の追加及び修正とみなします。

令和7年5月7日
新潟市 経済部 産業政策・イノベーション推進課